

会社が2つあると…！！

1社の場合

A社 だけの場合



設 定	(A社) 総売上金 4億円 (製造と小売を営業) 所得金額 5,000万円	
税 金 (中小企業の軽減税率)	税 額	
所得金額800万円まで 18%	144万円	
〃 800万円超 30%	1,260万円	
(合計)	1,404万円	
1社の場合には軽減税率は800万円まで！		
交際費課税定額控除額 (控除額を超えた部分は全額課税)	控除額 600万円	
会社内での配置換えでは退職金が出ない。		
社内の部門間の売買は認められない。		

(消費税)

2期前の課税売上高が1,000万円を超えていれば、毎年申告義務がある。	(税額) 約960万円
課税売上高が5,000万円以下であれば、簡易課税制度が適用できる。(課税売上高の製造30%と小売20%の納税で済む)	不適用

2社の場合

A社の子会社としてB社を設立した場合



(A社) 総売上金 4億円 B社に小売部門を 外注5,000万円 所得金額3,000万円	(B社) 総売上金5,000万円 (小売業) 所得金額2,000万円	合 計 所得金額 5,000万円
税 額	税 額	税 額
144万円	144万円	288万円
660万円	360万円	1,020万円
804万円	504万円	1,308万円
2社にすると軽減税率が2倍！毎年100万円減税		
控除額 600万円	控除額 600万円	控除額 1,200万円
親会社の役員や従業員を子会社に転籍させることにより、親会社の勤務期間に対応する退職金を計上できる。		
時価の下がった資産を子会社に売却すると、譲渡損が計上できる。		

約710万円	設立後2年間は免税事業者となる。 (資本金1,000万円以下)	2年間で 約500万円 節税
不適用	適用(課税売上高の20%を納税) 5,000万円×5%×20%=50万円	毎年約200万円 節税 (子会社が多ければ…何倍?!)

その他、2つの会社の決算期がずれていると、利益の先送り効果を活用できたりと、まだまだ利用効果は高くたくさんあります。また、会社が増えると社長職や役席が多くなり、従業員も将来への目標ができ、仕事に張りが出てきて発展間違いナシ！！